

実施方針等に係る説明会及び現地見学会実施要領

1 目的

市の意図と応募希望者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、実施方針等に係る説明会及び現地見学会を実施する。

2 日時・場所

日時は令和8年4月22日(水)の午後1時30分から実施する。説明会の開催場所は會津稽古堂 研修室2・3とし、現地見学会の開催場所は会津若松市斎場とする。

詳細な日時、集合場所については申し込みのあった者に別途通知する。

3 参加者等

実施方針等に係る説明会及び現地見学会の対象は、本事業に構成員として参加を希望する企業とし、参加者は、事前に「様式第1号 現地見学会等参加申込書」により申し込みのあった者とする。なお、やむを得ない場合を除き、参加者の変更及び途中の入退室等は認めない。

参加人数は、各企業3名までとする。発注者側としては、事務局担当者(会津若松市担当者・アドバイザー・業務受託企業担当者)が参加する。

4 留意事項

- 実施方針等に係る説明会及び現地見学会への参加の有無及び対話の内容は、後の手続きや審査に影響しない。
- 参加者は、実施方針等に係る説明会及び現地見学会の実施上知り得た情報に関して、市の許可なく発表、公開、漏洩又は目的外に利用することを禁止する。
- 実施方針等に係る説明会及び現地見学会での発言の内容は、参加者・市の双方を拘束しない。
- 参加者は、当日自らの身分を証明するもの(社員証、免許証等)を持参すること。必要に応じて確認を行うことがある。
- 当日、実施方針等の資料の配布は行わない。必要な資料は参加者が持参すること。
- 駐車場台数に限りがあるため、実施方針等に係る説明会及び現地見学会のいずれに参加する場合でも、参加する際の車両は1企業につき1台とすること。